



宮 崎 県 公 報

令和元年12月13日(金曜日)号外 第25号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然環境課) 1

○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(水産政策課) 2
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 3
公安委員会規則
○特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則…………… 4

規 則

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県立自然公園条例施行規則(昭和52年宮崎県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(執行の協議又は認可の申請)	(執行の協議又は認可の申請)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 条例第7条第5項に規定する知事が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、公共団体の行う公園事業にあっては、第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。	3 条例第7条第5項に規定する知事が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、第7号、第8号及び第11号に掲げる書類を、公共団体の行う公園事業にあっては、第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第12号に掲げる書類を除く。
(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
(9)～(11) [略]	(9) <u>第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの</u> にあっては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
(10)～(12) [略]	(10)～(12) [略]
(承継の協議又は承認の申請)	(承継の協議又は承認の申請)
第9条 条例第9条第1項の規定による承継の協議又は承認の申請は、別記様式第4号による協議書又は申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。	第9条 条例第9条第1項の規定による承継の協議又は承認の申請は、別記様式第4号による協議書又は申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 第5条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類	(2) 第5条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
(3) [略]	(3) [略]
2 条例第9条第2項の規定による相続の承認の申請は、別記様式第5号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行うものとする。	2 条例第9条第2項の規定による相続の承認の申請は、別記様式第5号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行うものとする。
(1) 第5条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類	(1) 第5条第3項第1号、第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]
(自然公園における生態系維持回復事業の認定)	(自然公園における生態系維持回復事業の認定)

第38条 国及び市町村以外の者が、条例第35条第3項の認定を受け
る場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受け
るものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ [略]

(2)・(3) [略]

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第39条 [略]

2 条例第35条第5項に規定する知事が定める書類は、次の各号に
掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

第38条 国及び市町村以外の者が、条例第35条第3項の認定を受け
る場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受け
るものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正か
つ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適
切に行うことができない者

イ [略]

(2)・(3) [略]

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第39条 [略]

2 条例第35条第5項に規定する知事が定める書類は、次の各号に
掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 国及び市町村以外の者が、条例第35条第3項の認定を受け
る場合は、前条第1号ア及びイに掲げる者に該当しないことを
説明した書類

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第25号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則(平成7年宮崎県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(新規登録の申請)	(新規登録の申請)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 条例第4条第3項の規則で定める書類は、事業計画書(別記様式第4号)及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。	2 条例第4条第3項の規則で定める書類は、事業計画書(別記様式第4号)及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。
(1) 申請者が法人等である場合 次に掲げる書類	(1) 申請者が法人等である場合 次に掲げる書類
ア～オ [略]	ア～オ [略]
カ <u>従業員の成年被後見人としての登記記録がない旨を証明した書面(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)</u>	カ <u>従業員のうちに条例第6条第1項第5号に該当するおそれのある者がいる場合は、その者の病名、精神の機能の障がいの程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書</u>
キ～ケ [略]	キ～ケ [略]
(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類	(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
ア～エ [略]	ア～エ [略]
オ <u>申請者の成年被後見人としての登記記録がない旨を証明した書面</u>	オ <u>申請者が条例第6条第1項第5号に該当するおそれがある場合には、その者の病名、精神の機能の障がいの程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書</u>
カ～ケ [略]	カ～ケ [略]
(登録事項の変更に係る登録証の再交付申請)	(登録事項の変更に係る登録証の再交付申請)
第9条 条例第10条第1項の規定による申請は、登録事項の変更に係る登録証の再交付申請書(別記様式第14号)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。	第9条 条例第10条第1項の規定による申請は、登録事項の変更に係る登録証の再交付申請書(別記様式第14号)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 条例第4条第2項第4号に掲げる事項について変更があっ	(3) 条例第4条第2項第4号に掲げる事項について変更があっ

<p>た場合 次に掲げる書類 ア～ウ [略] エ <u>変更に係る役員の成年被後見人としての登記記録がない旨を証明した書面</u></p> <p>オ・カ [略] (4) [略]</p>	<p>た場合 次に掲げる書類 ア～ウ [略] エ <u>変更に係る役員のうちに条例第6条第1項第5号に該当するおそれのある者がいる場合は、その者の病名、精神の機能の障がいの程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書</u></p> <p>オ・カ [略] (4) [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第26号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和46年宮崎県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 省令第1条の3第1項の表2の(22)項及び(63)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書の様式は、別記様式第1号によるものとする。</p> <p>2 省令第1条の3第1項の表2の(23)項の(ろ)欄に掲げる法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書の様式は、別記様式第2号によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(建築物の定期報告)</p> <p>第7条 省令第5条第1項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年を初回とし、以後3年ごとの4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令第16条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる建築物 平成29年</p> <p>(3) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、<u>ホテル又は旅館以外の用途に供するもの</u> 平成30年</p> <p>2 [略]</p> <p>(建築設備等及び工作物の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による知事への報告は、報告の日前1月以内に検査したものでなければならない。</p> <p>(許可の申請に係る添付書類)</p> <p>第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書又は同条第1項の表2の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図(法第56条第7項の規定により同項第1号に掲げる規定が適用されない建築物(用途変更の場合を除く。))に限る。)、同欄に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図(法第56条第7項の規定により同項第2号に掲げる規定が適用されな</p>	<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 省令第1条の3第1項の表2の(21)項及び(61)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書の様式は、別記様式第1号によるものとする。</p> <p>2 省令第1条の3第1項の表2の(22)項の(ろ)欄に掲げる法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書の様式は、別記様式第2号によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(建築物の定期報告)</p> <p>第7条 省令第5条第1項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年を初回とし、以後3年ごとの4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物(同項第3号に掲げる建築物にあっては、<u>法別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供するものに限る。</u>) 平成29年</p> <p>(3) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、<u>前2号に掲げるもの以外のもの</u> 平成30年</p> <p>2 [略]</p> <p>(建築設備等及び工作物の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第12条第3項又は法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による知事への報告は、報告の日前1月以内に検査したものでなければならない。</p> <p>(許可の申請に係る添付書類)</p> <p>第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書又は同条第1項の表2の(28)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図(法第56条第7項の規定により同項第1号に掲げる規定が適用されない建築物(用途変更の場合を除く。))に限る。)、同欄に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図(法第56条第7項の規定により同項第2号に掲げる規定が適用されな</p>

い建築物(用途変更の場合を除く。)に限る。)若しくは同欄に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図(法第56条第7項の規定により同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物(用途変更の場合を除く。)に限る。)

(3)・(4) [略]

(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告)

第27条 [略]

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項に規定する確認を受けた建築物等の建築主等に、第4条及び第4条の2第2項(省令第6条の3第1項各号に規定する事項の変更に限る。)に規定する届出事項に関する報告を求め、当該事項を速やかに知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

い建築物(用途変更の場合を除く。)に限る。)若しくは同欄に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図(法第56条第7項の規定により同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物(用途変更の場合を除く。)に限る。)

(3)・(4) [略]

(指定確認検査機関による建築主等の変更等の報告)

第27条 [略]

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項に規定する確認を受けた建築物等の建築主等に、第4条、第4条の2第2項(省令第6条の3第1項各号に規定する事項の変更に限る。)及び第11条第1項に規定する届出事項に関する報告を求め、当該事項を速やかに知事に報告しなければならない。

公安委員会規則

特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

宮崎県公安委員会規則第6号

特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例(令和元年宮崎県条例第38号)の規定に基づき、特殊勤務手当の支給の対象となる区域、支給額等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補則)

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。